

○特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子的送付を希望する事業者(特別徴収義務者)の皆さまへ

個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子的送付については、事業者(特別徴収義務者)の皆さまにおいて、「特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ」及び「パスワード取得URLファイル」が格納された「納税義務者に対する特別徴収税額の決定・変更通知書(電子データ。以下「特徴税通(納税義務者用)」という。)」をPCdesk等からダウンロードしていただくことにより行われます。

- ・ この「特徴税通(納税義務者用)」は、事業者(特別徴収義務者)の皆さまに関する市区町村ごとに作成され、準備の整った市区町村分については、電子メールにより、「特徴税通(納税義務者用)」の格納の旨及び保護番号が通知されます(通知メール)。
- ・ この通知メールは、ダウンロードが可能となった日ごとに作成され、1日あたり最大で2回を予定しています。

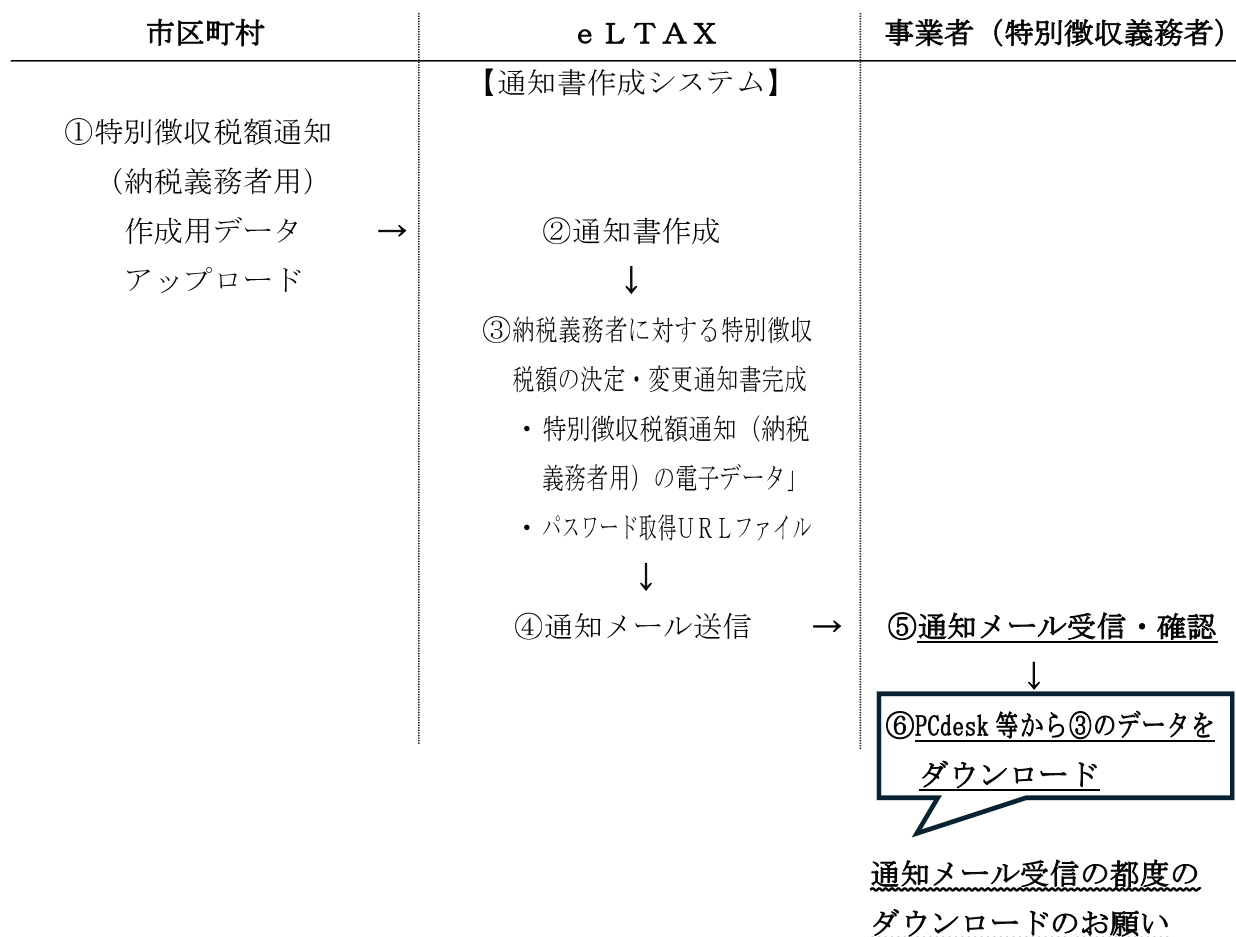
事業者(特別徴収義務者)におかれましては、この通知メールを受け取られましたら、その都度、ダウンロードを行っていただきますようお願いいたします。

(「特徴税通(納税義務者用)」を複数日分まとめて一括でダウンロードすると、通信回線の混雑等により、多くの時間を要する場合がありますとともに、他の事業者様にも同様の影響を与えるおそれがありますので、ご注意ください。)

なお、「特別徴収義務者に対する特別徴収税額の決定・変更通知書(処分通知等)」と「特徴税通(納税義務者用)」の格納が数日ずれ、通知メールが別々の日に送信される場合がありますので、ご注意ください。

電子データのダウンロードのイメージ

(参考1) 特別徴収税額通知（納税義務者用）の作成



(参考2) 事業者（特別徴収義務者）へのお願いの趣旨

○ お願いしたい取扱いの例		× 避けていただきたい取扱いの例	
通知メール	ダウンロード実施	通知メール	ダウンロード実施
5月13日 1通(5件分) →	5件分実施(○)	5月13日 1通(5件分)	実施しない
5月14日 1通(10件分) →	10件分実施(○)	5月14日 1通(10件分)	実施しない
5月15日 1通(15件分) →	15件分実施(○)	5月15日 1通(15件分)	実施しない
5月16日 1通(20件分) →	20件分実施(○)	5月16日 1通(20件分) →	一括50件分実施(×)